

議案第一〇号

鳥取県中部地区市町村視聴覚教育協議会規約
を別紙の通り定めるものとする

昭和三十三年三月十日提出

朝町長 坂出 雅



昭和三十三年三月拾七日

議案

朝町議会議長 天野 肇



(地方自治法第二百五十二条の二の規定に基き設置する)

鳥取県中部地区市町村視聴覚教育協議会規約 (案)

第一章 総 則

(協議会の目的)

第一条 この協議会(以下「協議会」という。)は視聴覚教育に関する事務の一部を共同して管理し及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第二条 協議会は鳥取県中部地区市町村視聴覚教育協議会という。

(協議会を設ける市町村)

第三条 協議会は、次に掲げる市町村(以下「関係市町村」という。)が、これを設ける。
一、倉吉市 二、羽合町 三、泊 村 四、東郷町 五、三朝町 六、関金町 七、大栄町
八、北条町 九、由良町 十、東伯町 十一、赤碓町 十二、中山町

(協議会の担任する事務)

第四条 協議会は、左に掲げる事務を管理し及び執行する。

- 一 視聴覚ライブラリーの設置、運営に関すること
- 二 視聴覚教育の普及、指導に関すること

(協議会の事務所の位置)

第五条 協議会の事務所は、倉吉市仲之町七^三五番地に置く。

第二章 協議会の組織

(組 織)

才六条 協議会は、会長及び委員四人をもつてこれを組織する。

(会長)

才七条 会長は、関係市町村長が、その協議により関係市町村の職員の中から、これを選任する。

2 会長の任期は、二年とする。

3 会長は、非常勤とする。

4 関係市町村長は、会長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認められた場合においては、その協議により、任期中においてもこれを解任することができる。

(委員)

才八条 委員は、関係市町村長がその協議により、関係市町村の職員の中から、これを選任する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 前条才四項の規定は、委員にこれを準用する。この場合においては、予じめ、会長の同意を得なければならない。

(会長の職務代理)

才九条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が予じめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局)

才十条 協議会の担任する事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 協議会事務局の内部組織は、協議会の規程で定める。

(職員)

才十一条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の各関係市町村別の配分については、関係市町村長が協議により、これを定める。

2 各関係市町村長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町村の職員の中から、選任するものとする。

3 会長は、職員の服務を監督するとともに、その職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他職員たるに達しない非行があると認める場合においては、当該職員の属する市町村長に、之れが勤務を解くことを求めることができる。

4 職員の職その他職員に関し必要な事項は、協議会の規程で定める。

第三章 全 議

(協議会の会議)

才十二条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

才十三条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員二人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長が予じめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

才十四条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことが出来ない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は協議会の会議で定める。

第四章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(関係市町村の名においてする事務の管理及び執行)

才十五条 協議会が、その担任する事務を各関係市町村の名において管理し及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を各関係市町村の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し及び執行

するものとする。

2 前項の条例、規則その他の規程を改廃した場合には、当該市町村は、その旨を協議会の会長に通知するものとする。

才 五 章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

才十六条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係市町村が負担する。

2 前項の規定により各関係市町村が負担すべき額は、関係市町村長が年度開始前三十日までにその協議により決定しなければならない。この場合においては、関係市町村長は、予じめ協議会に経費の見積に関する書類(事業計画案その他財政計画に参考となるべき書類を含む。)を求めらるものとする。

3 関係市町村長は、前項の規定による負担金を毎四半期の始十日以内に協議会に交付しなければならない。
(予 算)

才十七条 協議会の予算は、前条の規定による負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(予算の調整等)

才十八条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前十日までに協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 才一項の規定により予算を決定したときは、会長は、当該予算の写を速に関係市町村長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

(予算の追加更正)

才十九条 関係市町村長は、協議会に係る既定予算の追加又は更正を必要と認める場合においては、その協議により当該既定予算の追加又は更正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の追加又は更正を必要と認めるとは、その旨を関係市町村長に申し出るものとする。

3 前項の申し出があつたときは、関係市町村長は、直に才一項の協議をしなければならない。

4 才一項の規定により関係市町村長が協議会に係る既定予算の追加又は更正すべき額を決定したときは、前三条の規定の例によりこれを行うものとする。この場合においては、才十六条才二項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の追加のため」、「年度開始前三十日までに」とあるのは「速かに」、同条才三項中「毎四半期の始十日以内に」とあるのは「速かに」、才十八条才一項中「毎会年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前十日までに」とあるのは「追加又は更正予算を調整し、速かに」と読み替へるものとする。

(出納及び現金の保管)

才二十条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の協議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

才二十一条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3 会長は、その出納に関する事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

才二十二条 会長は、毎会計年度終了後二月以内に決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写を速かに各関係市町村長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該年度の事業報告その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(物品又は財産の取得、管理及び処分)

才二十三条 協議会の担任する事務の用に供する物品又は財産に関しては、会長の意見を聴き、関係市町村長が協議してそれぞれ取得し又は処分し、当該物品又は財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の物品又は財産を管理する場合においては、当該管理を各関係市町村の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては才十五条才二項の規定を準用する。

3 協議会の予算の執行に伴う物品又は財産の取得及び処分並びにこれらの監理に関しては、前二項の規定にかかわらず、関係市町村長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

(契約)

才二十四条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は協議会の会議を経なければこれを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

才二十五条 この規約に特別の定があるものを除く外、協議会の財務に関しては地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

才六章 補 則

(事務処理の状況の報告等)

才二十六条 協議会は、毎会計年度少くとも二回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理の状況に関係市町村長に報告するものとする。

2 関係市町村長が協議して定める関係市町村の監査委員は、地方自治法才百九十九条才三項の規定による監査を毎年六月から十月迄の間においてこれを行う。但し、都合によりこの期間以外に監査をすることができ、この場合においては、監査委員は監査の結果を関係市町村長に報告しなければならない。

3 監査委員が前項の規定により監査を行うときは、その期日の七日前までに監査の事項及び期日を会長に通知しなければならない。但し、緊急監査の必要があると認めるときはこの限りでない。

4 監査委員は、毎月例日を定め協議会の出納を検査することができる。

(関係市町村の監視権)

才二十七条 関係市町村長は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執行した事務について報告をさせ又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

(費用弁償等)

才二十八条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、協議会の規程でこれを定める。

(協議会の解散の場合の措置)

才二十九条 協議会が解散した場合には、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、

協議会の収支は、解散の日をもつて打切り、会長であつた者が速かにこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した各関係市町村長においてこれを監査委員の審査に付し(監査委員を置かない町村においては自らこれを審査し)、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

(協議会の規程)

才三十条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除く外、協議会の担任する事務の管理及び執行その他

協議会に關して必要な規程を設けることができる。

2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は速かに各関係市町村長に当該規程を送付し、これを公表することを求めるとができる。

附 則

1 この規約は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に關しては才十六条才二項中「年度開始前三十日までに」とあるのは「

速かに」、同条オ三項中「毎四半期の始十日以内に」とあるのは「直ちに」、オ十七条オ一項中「年度開
始前十日まで」とあるのは「速かに」と読み替えるものとする。

3 従来関係市町村が、視聴覚教育の用に供するため共有していた物品又は財産は、この規約のオ二十三条
オ三項の規定により協議会が取得した物品又は財産とみなしてこの規約を適用するものとする。